

積丹町地域おこし協力隊インターン支援事業

受入事業者

追加募集要項

令和 6 年 7 月 3 日

積丹町

積丹町地域おこし協力隊インターン支援事業 受入事業者 追加応募要項

1. 事業の目的と概要

人口減少や高齢化等の進行が著しい積丹町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、本町の進める施策や地域おこしの担い手の確保による地域力の維持・強化に資することを目的として、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）に基づき、積丹町地域おこし協力隊インターン（以下「インターン」という。）を実施します。

この目的を達成するため、「積丹町地域おこし協力隊インターン実施要領」（令和6年訓令第7号）に基づき、インターンを受け入れるとともに、インターンと協働して地域協力活動を行う町内事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2. 応募要件

事業者として応募する方は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) インターンを受け入れ、支援ができる体制が整っていること。
- (2) 積丹町商工会又は一般社団法人積丹観光協会の会員であること。
- (3) 積丹町地域おこし協力隊を設置していないこと。
- (4) 町民税の申告義務があり町税を滞納していないこと。
- (5) 地域の活性化と地域力の維持・強化を担い、当該団体の持続的な事業の振興と組織運営体制の強化を図ること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

3. 契約に関する事項

- (1) インターンの取扱
 - ① インターンは、町長の委嘱を受けるものとしますが、インターンと本町との雇用関係は存在しません。
 - ② 事業者は、インターンと雇用契約を締結し、当該事業所等に就業させるものとします。
 - ③ 委嘱されたインターンは、同身分として翌年度以降同一事業所等に就業することはできません。
 - ④ 事業所の受入インターン数は、当該年度において1名までとします。
 - ⑤ インターンの委嘱期間は、2週間以上3カ月以内とします。

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 本町との関係性

インターンの受入事業者と本町は、委託契約を締結します。契約内容は本町と協議のうえ、仕様書及び活動支援事業等提案書等に基づき決定します。

なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあります。

(4) 財政支援

実活動日につき、1日あたり12,000円（消費税含む。）を上限とします。

(5) 地域協力活動の継続性

① インターン受入事業者は、受入れしたインターンを翌年度中に積丹町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年訓令第19号。以下「要綱」という。）第4条第1項第2号の規定に基づく積丹町地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）として、雇用契約を締結し従業員として受入れる場合、町は受入事業者に地域協力活動を委託することができます。

② 隊員の身分及び取扱等については、要綱及び積丹町地域おこし協力隊取扱要領（令和3年訓令第20号）の関係規定を準用します。

③ 隊員の地域協力活動に要する経費に対し、町は次のとおり財政支援します。

ア) 一会計年度あたり、国の地域おこし協力隊推進要綱に定める地域おこし協力隊の活動に要する経費のうち、報償費（人件費）を支給します。

イ) 報償費（人件費）は、積丹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）等に基づく地域おこし協力隊の給与、期末手当及び勤勉手当とし、一会計年度あたりの支給総額の最高額を上限とします。

ウ) 委託料は、受入事業者が隊員に支給した報償費（人件費）の実績額に基づき支給します。なお、町が定める範囲内において概算払いをすることができます。

(6) その他

① 応募事業者への財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。

③ インターン隊員の応募状況により、受入希望インターン数に満たないことがあります。

4. スケジュール（予定）

内 容	時 期
募集開始	令和6年 7月 3日（水）
受入申込書等の提出期限	令和6年 7月19日（金）まで
受入事業者の決定	令和6年 7月下旬
インターンの募集開始	令和6年 7月下旬

インターンの募集期限	令和6年 8月下旬
受入事業者による面接等	令和6年 8月下旬
インターンの採否決定	令和6年 8月上旬
契約締結・事業開始	令和6年 9月上旬

※インターン募集期限前に選定した場合は、契約締結・事業開始を早めることができます。

5. 応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

- ① 積丹町地域おこし協力隊インターン受入申込書（別記様式第2号）
- ② 応募要件に係る宣誓書（別記様式第3号）
- ③ 活動支援事業等提案書（別記様式第4号）
- ④ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑤ インターンの労働条件を示す書類
- ⑥ その他参考資料（任意、様式自由）

（※提出書類の様式については、積丹町ホームページからダウンロードできます。）

(2) 提出方法等

- ① 提出部数 (1) の書類①～⑥をまとめて1部
- ② 提出方法 持参若しくは郵送
- ③ 提出期限 令和6年7月19日（金）

6. 事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性、継続性などを総合的に公平かつ客観的に評価し、事業者を選定します。
- ② 提案内容について、必要と判断した場合は、応募者に対して個別に、面談又は電話等によるヒアリング（日本語対応を基本）を行います。
- ③ 応募事業者数が多数の場合、抽選により決定することがあります。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ② その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 選定結果の通知

選定の結果は決定後速やかに、応募事業者に対して通知します。

7. その他（留意事項）

- (1) 提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出いただいた全ての提案書は返却いたしません。
- (3) 提出された提案書は、本事業等の目的用途以外に、応募者に同意なく使用しま

せん。

(4) 提案書の提出期限後の再提出、差し替え等は原則として認めません。

(5) 提案書等を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式自由)を提出してください。

8. 提出先、問い合わせ先

担当課 : 積丹町企画課

住所 : 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5

電話番号 : 0135-44-2114

FAX 番号 : 0135-44-2125

Eメールアドレス : kikaku@town.shakotan.lg.jp